



【南九州市結婚新生活支援補助金】

南九州市での結婚新生活を応援します



南九州市では、婚姻に伴い新たな生活を始める世帯に対する経済的不安の軽減を図るとともに、少子化対策及び若年世代の定住促進に資するため、補助金を交付しています。

令和8年1月1日以降に婚姻した夫婦
が申請することができます。

■ 補助対象者

令和8年1月1日以降に婚姻した夫婦ともに満39歳以下の方で世帯の所得が500万円未満の方
※ 補助金の交付以後5年以上本市に定住する必要があります。

■ 補助金額

住居費及び引越費用を合算した金額に相当する額又は上限額のいずれか低い金額

夫婦ともに婚姻時満29歳以下である場合

60万円（上限額）

夫婦いずれか婚姻時満30歳以上39歳以下である場合

30万円（上限額）

■ 補助対象経費

令和8年4月1日以降に支払った以下の経費が対象となります。

(1) 住居費：住宅の購入費、リフォーム費、賃料及び共益費（1年分に限る。）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）及び仲介手数料。ただし住宅手当分は除く。

(2) 引越費用：市内に引越する際に要した費用のうち、引越し業者又は運送業者へ支払った費用



詳細はこちら

■ 申請の手続き

交付申請書の提出

※所定の様式に必要書類を添えて申請します。

審査・交付決定

（市→申請者）

請求／アンケート

（申請者→市）

口座振込

（市→申請者）

交付申請書の提出

※上限額に達するまで申請が可能です。